

当初設計

2026年度

福山市 箕島 町 外20か町地内

箕島除塵機外塵芥物収集運搬業務委託 **実施設計書**

委 託 概 要	当初設計	
	塵芥物収集運搬 一式	

特記仕様書

福山市(以下「発注者」という。)と、請負者(以下「受注者」という。)は、発注者の事業場(別表1)から排出される塵芥物(一般廃棄物)の収集・運搬に関しては以下のとおりとする。

第1条(法令の遵守)

発注者及び受注者は、収集・運搬業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1(受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は、以下のとおりであり、受注者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写し(福山市一般廃棄物(固形状)収集運搬許可が確認できる資料)を発注者に提出し、許可証に変更があったときは、速やかに変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

◎収集運搬に関する事業範囲

[一般廃棄物]

許可市町村:福山市

許可の有効期限:本業務委託期間内(契約日から2027年3月31日まで)

事業範囲:収集運搬

2(委託する一般廃棄物の種類及び数量)

発注者が、受注者に収集・運搬等を委託する一般廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類:固形物

数量:2t積/日 年間予定量 45回

年間予定数量について、契約期間の間、4月～11月及び3月においては毎週、その他の月においては隔週とし、毎回同じ曜日を基本に業務を行うこととする。なお、別途発注者から指示がある場合は、この限りとせず業務を実施する。年間予定量は45回を見込んでいるが、変更となる場合は、第9条のとおりとする。

3(運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された第2項の一般廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。搬入時には、発注者から発行される廃棄物搬入届兼許可伝票を使用し、計量伝票を受け取ること。

事業場の名称:福山リサイクル工場・箕沖埋立地

所在地:福山市箕沖町地内

4(積替保管)

受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の積替えを行わない。

5(車両)

受注者は、発注者からの指示を受けた際、速やかに2t積車で収集運搬すること(但し、運搬の最終目的地である一般廃棄物処分場の受入時間内に限る)。運搬時は一般廃棄物が飛散、落下しないよう留意すること。また、飛散、落下した際は、その一般廃棄物は受注者が清掃すること。過積載防止の措置を講ずること。

第3条(発注者受注者の責任範囲)

- 1 受注者は、発注者から委託された一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項の運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した一般廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した一般廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第4条(再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第5条(義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条(業務の一時停止)

- 1 受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第7条(委託業務の履行報告)

受注者は、業務の履行報告として、毎月5日までに、前月に履行した業務に関する「業務報告書」(様式1)を発注者に提出しなければならない。ただし、3月に履行した業務については、当月31日までに当該報告書を発注者に提出しなければならない。

第8条(委託料及びごみ処理手数料の支払い)

- 1 発注者は、受注者から提出される業務報告書をもとに、受注者からの請求をもって、毎月支払いを行う。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化及び第6条等により不相当となったときは、発注者受注者協議の上、これを改定することができる。

第9条(内容の変更)

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、数量に変更が生ずるときは、発注者受注者協議の上、書面によりこれを定め、最終的に変更契約するものとする。第6条の場合も同様とする。

第10条(契約の解除)

- 1 発注者及び受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その一般廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている一般廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の一般廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の一般廃棄物を、発注者の費用をもって当該一般廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第11条(その他)

- 1 本業務は除塵機等の性質上、悪天候で時間帯を問わず、緊急運転等を行うことがあるため受注者は発注者からの指示に対し緊急的な対応を行うこと。
- 2 発注者の事業場の出入口等は、必ず施錠すること。
- 3 契約期間内において、各施設における初回の業務については、必要に応じて受注者は発注者より収集の指導を受けること。

別表 1

通し番号	施設名	住所
1	郷分町スクリーン	郷分町 8 5 1 - 3 地先
2	北本庄町三丁目スクリーン	北本庄町三丁目 5 - 2 5 地先
3	山手町一丁目スクリーン	山手町一丁目 3 地先
4	山手町スクリーン	山手町 9 4 4 - 1 地先
5	山手町五丁目スクリーン	山手町五丁目 1 - 2 3 地先
6	山手除塵機	山手町五丁目 2 6 - 1 2 - 2 地先
7	本庄町二丁目スクリーン	南本庄二丁目 7 - 1 1 地先
8	多治米町スクリーン	多治米町六丁目 3 - 9 地先
9	水呑町スクリーン	水呑町 4 7 5 0 - 2 地先
10	西新涯町除塵機	西新涯町二丁目 7 - 1 6 地先
11	山之神第一公園横スクリーン-2	水呑町三新田一丁目 4 1 7 4 地先
12	山之神第一公園横スクリーン	水呑町三新田一丁目 4 1 7 4 地先
13	三新田スクリーン	水呑町三新田一丁目 7 4 9 地先
14	東川口町二丁目スクリーン	東川口町二丁目 6 地先
15	多治米町二丁目スクリーン	多治米町二丁目 2 0 - 1 5 地先
16	東川口町五丁目樋門-2	東川口町五丁目 1 - 2 地先
17	曙町一丁目スクリーン	曙町一丁目 3 - 3 1 地先
18	東川口町五丁目樋門	東川口町五丁目 1 5 - 4 0 地先
19	川口町一丁目スクリーン	川口町一丁目 1 2 - 3 6 地先
20	新涯町一丁目スクリーン	新涯町一丁目 1 4 - 5 地先
21	川口町五丁目除塵機	川口町五丁目 9 - 2 地先
22	西新涯町一丁目スクリーン-2	西新涯町一丁目 8 - 2 地先
23	西新涯町一丁目スクリーン	西新涯町一丁目 2 2 - 1 5 地先
24	新涯町五丁目スクリーン	新涯町五丁目 1 地先
25	新涯町三丁目スクリーン	新涯町三丁目 2 7 地先
26	釜屋除塵機	箕島町 5 9 1 1 - 5 地先
27	箕島排水機場除塵機	箕島町 4 5 5 - 2 地先

箕島除塵機外塵芥物収集運搬業務委託 年 月 業務報告書

塵芥物収集運搬業務について、当月分を以下の通り報告します。

収集日	処分量	備考
日	kg	

添付書類

- ・ 計量伝票（原本）
- ・ 写真（積込・搬入状況）

総括情報表

頁0 -0001

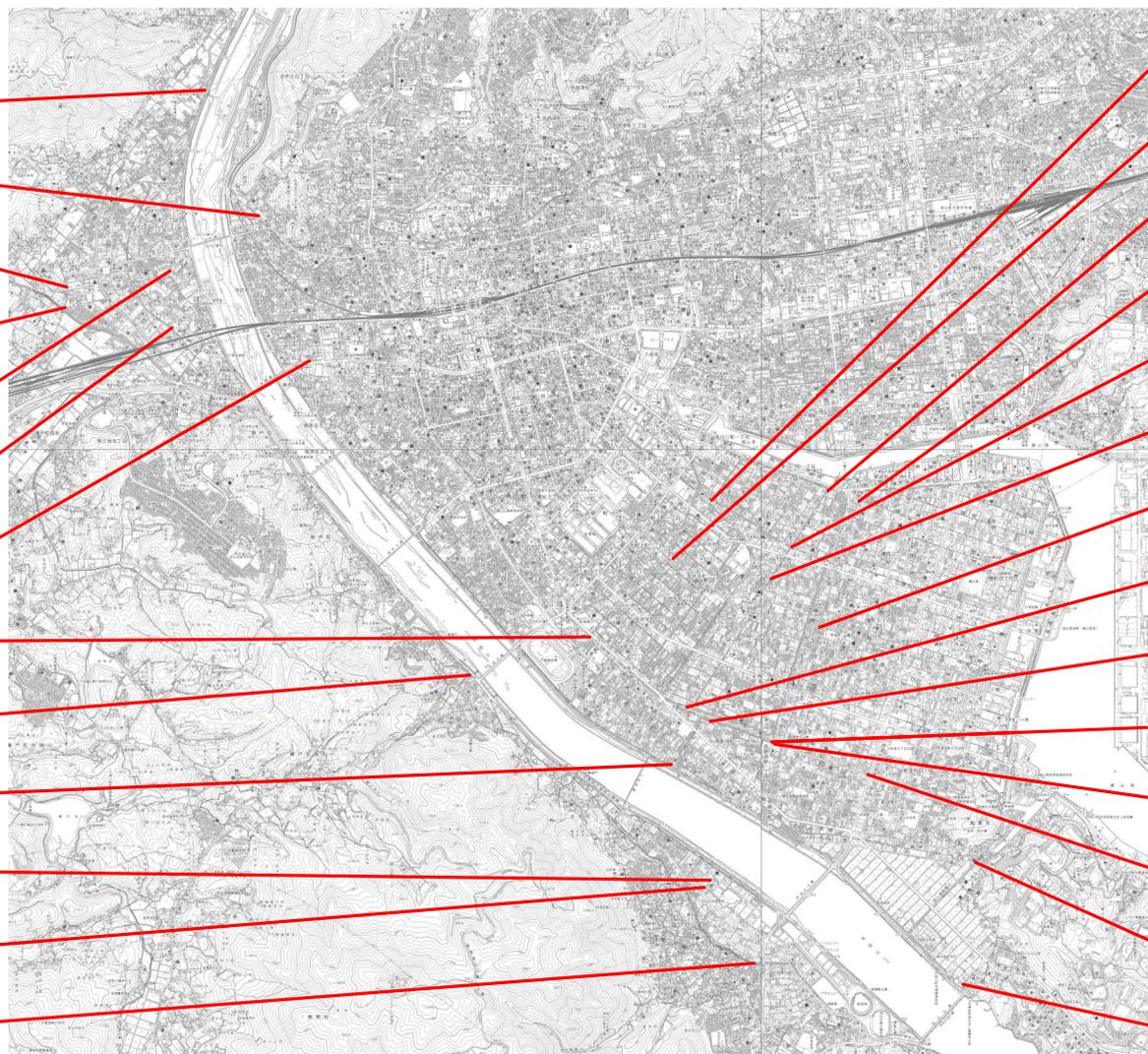
変更回数	0			<凡例> Co・・・コンクリート As・・・アスファルト DT・・・ダンプトラック BH・・・バックホウ CC・・・クローラクレーン TC・・・トラッククレーン RTC・・・ラフテレーンクレーン
適用単価地区	70 福山市			
単価適用日	00-08.02.01(0)			
諸経費体系	1 公共(一般)			
		当世代	前世代	
工種	13 道路維持工事			
施工地域・工事場所区分	02 市街地(DID補正)			
復興補正区分	00 補正なし			
週休補正区分	00 補正なし			
現場事務所等の貸与区分	00 補正なし			
I C T補正区分	00 補正なし			
冬期補正係数	00 補正なし			
緊急工事区分	00 通常工事 0%			
前払金支出割合区分	00 補正無し			
契約保証区分	03 補正しない			
建設技能労働者や交通誘導員の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。				

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
河川維持					Y1B01 レベル1
調整データ 共通仮設費[対象外]、現場管理費[対象] 一般管理費[対象]	1	式			#0040
収集運搬(1回当たり)	45	回			V0002 00 単第0 -0001 表
直接工事費 #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
純工事費					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					
工事原価					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率…

1. 郷分町スクリーン
2. 北本庄町三丁目スクリーン
3. 山手町一丁目スクリーン
4. 山手町スクリーン
5. 山手町五丁目スクリーン
6. 山手除塵機
7. 本庄町二丁目スクリーン
8. 多治米町スクリーン
9. 水呑町スクリーン
10. 西新涯町除塵機
11. 山之神第一公園横スクリーン-2
12. 山之神第一公園横スクリーン
13. 三新田スクリーン



14. 東川口町二丁目スクリーン
15. 多治米町二丁目スクリーン
16. 東川口町五丁目樋門-2
17. 曙町一丁目スクリーン
18. 東川口町五丁目樋門
19. 川口町一丁目スクリーン
20. 新涯町一丁目スクリーン
21. 川口町五丁目除塵機
22. 西新涯町一丁目スクリーン-2
23. 西新涯町一丁目スクリーン
24. 新涯町五丁目スクリーン
25. 新涯町三丁目スクリーン
26. 釜屋除塵機
27. 箕島除塵機

福山市			
工事名称	箕島除塵機外塵芥物収集運搬業務委託		
所在地	福山市箕島町外20か所地内		
図面番号	1	縮尺	NON
位置図			